

あなたが守る

**STOP  
DOPING**

**ドーピング通報窓口  
ガイドブック**

# 1

# はじめに

独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）は、「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務」（JSC法15条1項6号）の一環として、スポーツにおけるドーピングの防止に係るインテリジェンス活動（ドーピング調査）を行っています。

これに関し、日本アンチ・ドーピング規程では、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）によるドーピング調査に加えて、JSCも「日本の法令に従い、独立して、独自にドーピング調査を行うことができる」（5.1項）とされています。

このドーピング調査における情報収集手段のひとつとして、JSCはドーピング通報窓口を設置・運用し、オンライン上で皆さまからの通報を受け付けています。

JSCは「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」の目的及び基本理念を尊重し、ドーピング調査を実施していきます。

皆さまも、クリーンでフェアなスポーツを守るために、ご理解とご協力をお願いいたします。



2

## クリーンでフェアなスポーツのために



- ・禁止物質の使用
- ・禁止物質の保有
- ・禁止物質の不正取引（譲渡、譲受）等

見たり、聞いたりしたら、  
**迷わず通報！**



ドーピング通報窓口サイト

URL [report-doping.jpnsport.go.jp](http://report-doping.jpnsport.go.jp)

あなたの勇気と行動が  
スポーツの未来を守ります

# 3

## 通報者

競技者、サポートスタッフ、競技団体の職員などといったスポーツ関係者からの通報はもちろん、スポーツに直接携わっていない方からも通報を受け付けます。

通報による情報提供を通じてアンチ・ドーピング規則違反の早期発見がなされ、これが是正されることにより、スポーツをクリーンでフェアに保つことができます。また、このことがスポーツ・インテグリティを守ることに繋がります。

皆さまのご協力をお願いいたします。

どなたでも通報できます

競技者



監督・コーチ



家族・友人 等



関係機関の  
役職員 等



メディア



トレーナー

次のメッセージを表現しました



- 通報＝情報提供
- 手を離さない＝見捨てない、助ける
- あなたが守る＝競技者、サポートスタッフ、  
関係者等の助けが必要
- STOP DOPING＝ドーピングの抑止

# 4

## 通報対象者

次の通報対象者によるアンチ・ドーピング規則違反行為に関する情報をお持ちの方は、ドーピング通報窓口サイトにあるオンラインフォームにて情報の提供をお願いいたします。

### (1) 競技者

#### ① トップアスリート

- (ア)オリンピック競技大会日本代表選手
- (イ)パラリンピック競技大会日本代表選手
- (ウ)公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）が認定するオリンピック強化指定選手
- (エ)公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（JPSA）日本パラリンピック委員会（JP）が認定する強化指定選手

#### ② JADAの検査対象者登録リストに含まれる競技者

### (2) サポートスタッフ

- ①オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会における日本代表選手団の監督・コーチ等
- ②JOC又はJPSAの委嘱ナショナルコーチ及び専任コーチ
- ③JOC又はJPSAの委嘱強化スタッフ

・上記対象者に該当するか否か不明な場合でも、通報可能です。



# 5

## 通報対象となる行為

通報時から過去4年以内の行為が対象です

ドーピング検査により発見できるアンチ・ドーピング規則違反には、主として「競技者の検体に禁止物質又はその代謝物、若しくはマーカーが存在すること」(2.1項)が挙げられます。

その他のアンチ・ドーピング規則違反は、ドーピング検査では得られない情報(インテリジェンス)を集めることによりその特定を図ることが必要になります。

そのため、ドーピング通報窓口に提供される情報は、ドーピング検査だけでは捕捉できないアンチ・ドーピング規則違反を特定するための重要な手掛かりとなります。

### 世界アンチ・ドーピング規程 及び 日本アンチ・ドーピング規程における アンチ・ドーピング規則違反

#### 2.1項

競技者の検体に、禁止物質  
又はその代謝物若しくは  
マーカーが存在すること

#### 2.2項

競技者が禁止物質若しくは  
禁止方法を使用すること又  
はその使用を企てること

#### 2.3項

検体の採取の回避、拒否  
又は不履行

#### 2.4項

居場所情報関連義務違反



## 2.5項

ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること

## 2.6項

禁止物質又は禁止方法を保有すること

## 2.7項

禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は不正取引を企てること

## 2.8項

競技会(時)において、競技者に対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、又は競技会外において、競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること

## 2.9項

違反関与

## 2.10項

特定の対象者との関わりの禁止

※詳細は最新の世界アンチ・ドーピング規程 及び 日本アンチ・ドーピング規程をご参照下さい。

# 6

## 通報を受けたい情報の例 こんなときは通報してください



平成△年△月に、△競技の競技者である△が、△にある△クリニックで、禁止方法を含む治療を受けていたという話を耳にした。



平成△年△月に行われた△大会において、△競技の競技者である△は、自らの検体が採取されないようにするため、JADA関係者らから見つからないように、空き部屋に隠れていた。



△競技の競技者である△は、競技会外検査を避けるために、居場所情報登録を直前かつ頻繁に変更することを実行しており、そのことについて他の競技者らにも勧めているという話を耳にした。



平成△年△月に行われた△大会において、△競技の競技者である△は、競技会検査の対象に選ばれたものの、DCO\*の個人的な弱みに付け込んで同人を脅すことにより、検体の採取を回避しているのを見かけた。

\*DCO:ドーピング検査員

● こんなときは通報してください



平成△年△月に、△競技のコーチである△が、△において、禁止方法である△を実行するためであると思われる注射器等の医療機器を、大量に運んでいる様子を見かけた。



△競技の競技者である△が、禁止物質である△を含んでいるかもしれないサプリメントを、インターネット経由で購入しており、それを他の競技者らにも勧めているという話を耳にした。

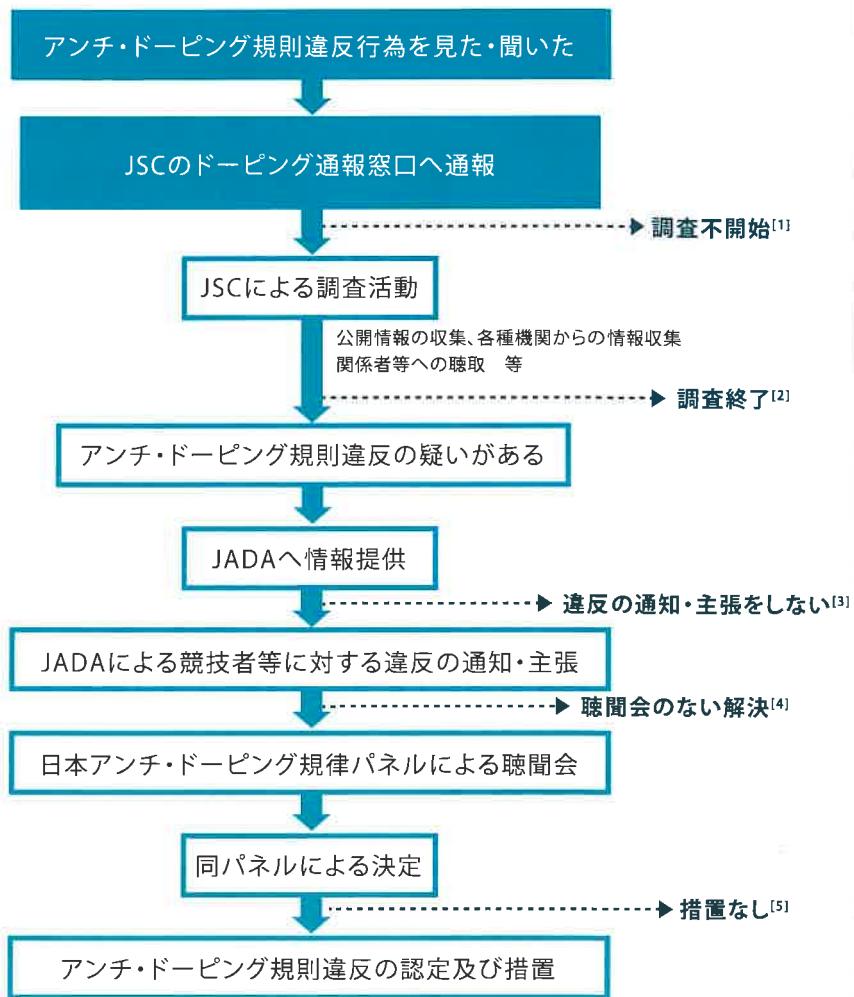


△競技のトレーナーである△が、競技者らに対して、疲労回復に有効であると称して、成分のよくわからない錠剤を配布し、服用させているのを見かけた。



△競技のチームドクターである△は、競技者らに対して、禁止物質を含むサプリメントについて、競技力を向上させつつ検査による発覚を防ぐためにはどのタイミングで服用するのが有効かということを指導しているという話を耳にした。

# ドーピングについての 通報・調査等の主な流れ



[1] 通報対象者に該当しない者についての通報や虚偽であることが明らかである通報等については、調査を開始しないことになります。

[2] 調査の結果、アンチ・ドーピング規則違反が認められないとJSCが判断した場合等には、調査を終了します。

[3] 違反の通知・主張をするか否かについての判断権限はJADAにありますので、場合によっては違反の通知・主張がなされない可能性も考えられます。

[4] 違反を自認し、聴聞会を放棄して、JADAが申し入れる措置を受諾するということもできます。

[5] 同パネルがアンチ・ドーピング規則違反がなかったと認定することも考えられ、その場合には措置は課されません。

# 8

## ドーピング調査とは

ドーピング調査（インテリジェンス活動）とは、アンチ・ドーピング規則違反の特定に向けた情報の収集、分析及び評価活動のことをいいます。ドーピング調査は組織化・巧妙化しているといわれているドーピングを発見するために不可欠な活動です。

なお、ドーピング調査は任意の調査であり、起訴し刑罰を科すこと目的とした捜査ではありません。

ドーピング調査では具体的に次のようなことを実施します。

### 1 公開情報の収集

- 文献等の調査
- SNS等の調査
- 競技会記録等の調査 等

### 2 各種機関からの情報収集

- 行政機関への情報照会
- 国内競技団体への情報照会
- JADAへの情報照会 等

### 3 関係者等への聴取

- 競技者、サポートスタッフ等から事情を聞く
- 専門的な知見を有している者から事情を聞く 等

### 4 その他の必要な調査



# 9

## ドーピング調査へのご協力

ドーピング調査を実効的なものとし、クリーンでフェアなスポーツを守るために、スポーツに関わる皆さまのご理解とご協力が必要です。

日本アンチ・ドーピング規程では、JSCのドーピング調査に関連して、次のような協力義務等が定められています。



### 【JOC、JPC】

国内競技連盟がアンチ・ドーピング規則違反を示し又は関連する情報をJADA及び国際競技連盟に報告すること、並びにドーピング調査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関及びJSCのドーピング調査に協力することを要請すること(20.4項、21.4項)。

### 【公益財団法人日本スポーツ協会】

加盟する競技団体がアンチ・ドーピング規則違反を示し又は関連する情報をJADA及び国際競技連盟に報告すること、並びにドーピング調査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関及びJSCのドーピング調査に協力することを要請すること(22.4項)。

### 【国内競技団体】

傘下の都道府県連盟、クラブ等が、アンチ・ドーピング規則違反を示し又は関連する情報をJADAに報告すること、及びドーピング調査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関及びJSCのドーピング調査に協力することを要請すること(23.4項)。

### 【競技者、サポートスタッフ】

ドーピング調査を実施するアンチ・ドーピング機関及びJSCのドーピング調査に協力すること(24.1.6項、24.2.5項)。

# 10

## ドーピング調査に関する留意事項

ドーピング調査については、その目的や仕組み等について正しくご理解いただいたうえで、次の事項にご留意ください。

1 ドーピング調査の対象になっているからといって、その方のアンチ・ドーピング規則違反が確定的である(事実である)というわけではありません(11頁参照)。  
→アンチ・ドーピング規則違反の事実の有無及び措置等を判断する権限があるのは第一審としては日本アンチ・ドーピング規律パネルです。

2 聴取の対象となったからといって、その方がアンチ・ドーピング規則違反を疑われているとは限りません。  
→アンチ・ドーピング規則違反の疑いがある者のみならず、何らかの事情を知つていそうな方や専門的な知見を有している方から事情を聞くことがあります。

3 このように、「ドーピング調査の対象＝アンチ・ドーピング規則違反」というわけでは決してありませんので、特に次のとおりお願いがあります。

### 【お願い】

- ドーピング調査の対象となっている方は冷静に事実を話してください。
- 競技団体や周囲の方々はドーピング調査の対象となっている方の名誉やプライバシー等を尊重してください。
- ▶ ドーピング調査の対象となっている方についての情報をみだりに流布させないでください。
- ▶ ドーピング調査の対象となっている方について、ドーピング調査の対象となっているという事実のみをもって、不利益に取り扱うことは決してしないでください。



# 11

## 海外でのドーピング通報窓口の例

世界アンチ・ドーピング機構や海外のアンチ・ドーピング機関は、ドーピング通報窓口をどのように活用しているのでしょうか。

機関

世界アンチ・ドーピング機構

World Anti-Doping Agency



ドーピング通報窓口

<https://speakup.wada-ama.org/FrontPages/Default.aspx>

インテリジェンスの種類、インテリジェンスの収集の意義等

- アンチ・ドーピング規則違反が疑われる情報は、多くの情報源から寄せられます。両親が疑わしいことを目撃することもあるでしょう。競技者は自身のインテグリティを証明するため、立ち上がることもあるでしょう。役職員は、疑わしいことについて聴取を受けるかもしれません。
- どのような情報源であれ、インテリジェンス・調査チームは追加情報の収集に向けて動き始めます。それは、情報提供者への聴取かもしれません。情報提供者についての秘密を守りながら、情報の裏付けを図ります。

世界アンチ・ドーピング機構をはじめ多くのアンチ・ドーピング機関では、ドーピング通報窓口を設置・運用することを通じて、アンチ・ドーピング規則違反を特定するための端緒となる情報（インテリジェンス）を収集しています。

その中でもいくつかの機関について、ドーピング通報窓口の設置・運用例や各機関が示すインテリジェンスの種類とその収集の意義等を紹介します。

## 機関

### 英国アンチ・ドーピング機構

United Kingdom Anti-Doping Agency

Help us protect  
clean sport in the UK



## ドーピング通報窓口

<http://ukad.org.uk/our-organisation/what-we-do/report-doping/>

## インテリジェンスの種類、インテリジェンスの収集の意義等

### ○収集しているインテリジェンスの種類

禁止物質の供給・不正取引の脅威に取り組むため、インテリジェンス・調査チームは、次の情報を収集します。

- ・競技者又はサポートスタッフによる禁止物質の使用・保有
- ・輸入された禁止物質の輸送経路
- ・アンチ・ドーピング規則違反に関する情報

## 機関

# オーストラリア アンチ・ドーピング機構

Australian Sports Anti-Doping Agency



## ドーピング通報窓口

<https://www.asada.gov.au/report-doping>

### インテリジェンスの種類、インテリジェンスの収集の意義等

- 皆さんからのたったひとつの情報から、我々は、競技者又はサポートスタッフについてのインテリジェンスの収集を開始します。
- インテリジェンスの収集はドーピング検査の結果からももたらされます。アンチ・ドーピング規則違反を立証するのに血液又は尿の異常な検査結果のみでは不十分である場合にも、それらの情報は記録され、ターゲット検査に活用されます。
- 我々は、中央競技団体と緊密に連携しています。その多くは、スポーツのインテグリティを保護するために固有のスタッフを配置しています。我々は、スポーツ界のすべての構成員に対して、競技者やサポートスタッフに関して何らかの懸念や疑いがある場合には、通報することを推奨しています。
- 法執行機関及びその他政府系機関もインテリジェンスを収集するための重要な情報源です。我々は、ドーピングからスポーツのインテグリティを保護するため、これらの機関と緊密に連携しています。
- たったひとつの小さな情報もパズルを埋めるピースになります。それは、競技者やサポートスタッフによるアンチ・ドーピング規則違反の特定につながる可能性があり、我々の役割は、それらのパズルのピースを統合していくことです。

オーストラリア アンチ・ドーピング機構HPより(JSC訳)

## スポーツ・インテグリティとは

「インテグリティ」とは、高潔さ・品位・完全な状態を意味する言葉です。  
スポーツにおける「インテグリティ」とは、「スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態」を指します。

## スポーツ・インテグリティ・ユニット

JSCは、「スポーツ・インテグリティ・ユニット」を設置し、スポーツにおける八百長・違法賭博、ガバナンス欠如、暴力、ドーピング等の様々な脅威から、Sport Integrity (スポーツにおける誠実性・健全性・高潔性) を守る取組を実施しています。



スポーツ・インテグリティ・ユニットは、スポーツのインテグリティを保ち、スポーツの価値を向上させ、ひいてはスポーツが社会の中で発展・存続するための活動の一環としてアンチ・ドーピング活動を実施しています。また、その情報収集の手段のひとつとして、ドーピング通報窓口を設置・運用しています。

通報が適切に行われ、アンチ・ドーピング規則違反が抑止又は是正されていく好循環を生んでいくことにより、日本のスポーツに関わる方々に「通報はスポーツにとって良いものである」という認識が共有されていくことを期待しています。

# 12

## よくある質問

**Q** 日本スポーツ振興センターはどのような組織ですか。

**A** 独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)は、法律に基づき設立されたスポーツ関係では唯一の独立行政法人です。

**Q** ドーピング通報窓口とは何ですか。

**A** 「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務」(JSC法15条1項6号)の一環としてJSCが行うドーピング調査(インテリジェンス活動。アンチ・ドーピング規則違反行為の特定に関する調査のこと。以下同じ。)のために、ドーピングに関する情報を広く収集することを目的として設置したものです。

**Q** 誰が通報できますか。

**A** どなたでも通報できます。競技者、サポートスタッフ、競技団体の職員などといったスポーツ関係者からの通報はもちろん、スポーツに直接携わっていない方も通報可能です。

**Q** 日本語以外の言語でも通報できますか。

**A** 日本語による通報のみを受け付けています。

**Q** 私(通報者)の名前や連絡先をJSCに知られたくないのですが、その場合でも通報できますか。

**A** 匿名でも通報できます。オンラインフォームの氏名や連絡先欄は任意の入力事項ですので、知られたくない事項に関しては、未入力のまま送信することができます。

**Q** 私(通報者)の名前や連絡先をJSC以外の第三者<sup>\*</sup>に知られたくないのですが、私の個人情報はどのように扱われるのですか。

※通報対象の競技者やサポートスタッフ、行政機関、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(JADA)等

**A** 原則として、JSC以外の第三者にあなた(通報者)の個人情報を提供することはありません。

また、個人情報の取扱いについては「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等に従って適切に対処し、職員には守秘義務を課しておりますので、ご安心ください。

**Q** 通報は公益通報者保護法による保護の対象になりますか。

**A** 公益通報者保護法の対象ではありません。

**Q** どのような手段で通報できますか。

**A** ドーピング通報窓口サイトにあるオンラインフォームをご利用ください。

なお、オンラインフォームでの通報が困難という場合には、その旨及び困難であるとの事情をオンラインフォームの「その他」欄にご入力のうえ、電話番号等の連絡先を添えて、ご連絡ください。対応を検討させていただきます。

**Q** どのような行為が通報対象となるのでしょうか。

**A** 5～6頁にあるような、世界アンチ・ドーピング規程第2条又は日本アンチ・ドーピング規程第2条に違反する又は違反する疑いのある行為が対象となります。

また、原則として、通報の時から遡って4年以内の行為を対象としています。

**Q** 通報しようとする人が通報対象者に該当するかどうか判らない場合には、通報できないのですか。

**A** 通報対象者に該当するかどうか判らない場合でも通報できます。ためらわず通報してください。

Q

通報の際にはどの程度詳しい情報を伝える必要がありますか。

A

世界アンチ・ドーピング規程や日本アンチ・ドーピング規程のどの部分に違反しているのかといったことについての情報は不要ですが、実効性のあるドーピング調査を実施するためにも、可能な限り詳しく事実関係についてご説明ください。

Q

何らかの証拠がないと通報できませんか。

A

文書や写真といった客観的な証拠がなくても通報できます。あなた自身の目撃情報や伝聞情報等についても通報してください。

Q

アンチ・ドーピング規則違反行為を裏付ける文書や写真等の証拠をもっているのですが、どうすればよいですか。

A

オンラインフォームの「その他」欄にその旨をご入力のうえ、電話番号等の連絡先を添えて通報してください。追ってご連絡させていただきます。

Q

通報後どのような流れで調査活動がなされるのですか。

A

公開情報の収集、各種機関からの情報収集、関係者等への聴取などを行って情報収集します。そのようにして得られた情報を総合的に判断し、アンチ・ドーピング規則違反が認められるかを検討します。その上で、アンチ・ドーピング規則違反があったと思われる場合には、JADAにその情報を提供します。

なお、日本アンチ・ドーピング規程に基づき、アンチ・ドーピング規則違反が疑われる競技者等に対して違反の通知・主張をするか否かについてはJADAが判断します。

JADAによる違反の通知・主張がなされると、原則として日本アンチ・ドーピング規律パネルによる聴聞会が開催されます。その上で同パネルにより違反の有無の認定及び措置の決定等がなされることになります。

**Q** ドーピング調査は捜査なのでしょうか。

**A** ドーピング調査は任意の調査であり、起訴し刑罰を科すことを目的とした捜査ではありません。

**Q** 通報した場合、ドーピング調査の状況等について報告してもらえるのですか。

**A** 調査開始の有無や進捗状況等については、調査の適正な遂行やプライバシーへの配慮等の関係で、原則としてお伝えすることはいたしません。

**Q** 通報するだけでなくドーピング調査に協力したいのですが、どうすればよいですか。

**A** 通報する際に、オンラインフォームにお名前やご連絡先をご入力ください。必要と判断した場合に、メールでの連絡や電話又は面談による聴取等を通じて更なる情報提供のご協力のお願いをさせていただく場合があります。

**Q** 通報に犯罪行為の情報が含まれている場合にはどうなりますか。

**A** 犯罪行為の情報については、警察等の捜査機関に通報するようにしてください。なお、通報に犯罪行為の情報（例：競技者が大麻を所持していた等）が含まれる場合には、JSCが警察等の捜査機関に通報する場合があります。

**Q** 虚偽の内容を虚偽とわかっているのにもかかわらず、事実として通報した場合にはどうなりますか。

**A** JSCに対する偽計業務妨害罪などの犯罪に該当する可能性がありますので、そのような通報はお控えください。

# JAPAN SPORT COUNCIL

日本スポーツ振興センター

ハイパフォーマンスセンター  
スポーツ・インテグリティ・ユニット

ドーピング通報窓口サイト

[URL] [report-doping.jpnsport.go.jp](http://report-doping.jpnsport.go.jp)

